

令和4年9月29日	
所 属	こども福祉課
所属長	河野 訓明
電 話	06-6489-6349

子育て世帯へのあま咲きコインのポイント付与お知らせ文の誤送付について

尼崎市は、9月20日に送付した子育て世帯へのあま咲きコイン付与のお知らせ文書25,257通のうち、対象外である既に令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金が給付されている方が含まれていたことを確認したため、お知らせします。

該当する方へはお詫びの文書を9月28日に発送し、誤って同封されていた二次元コード（QRコード）を読み込んでもポイントが付与されないようにシステム上処理いたしました。

該当する方はじめ関係者の皆様にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫びいたします。

1 概要

本来、国の子育て世帯生活支援特別給付金の対象とならない世帯に対して児童一人当たり1万円相当分のあま咲きコイン^{*}を給付するところ、同給付金を給付された一部の子育て世帯に対してもあま咲きコイン給付のお知らせ（別紙1見本参照）を誤送付しました。

同コインの給付方法は、送付する二次元コードを読み取るもので、10月1日から利用できるようにしていました。

^{*}あま咲きコイン：1ポイント1円で利用できる本市独自の電子地域通貨

2 誤送付した件数

904人分

3 原因

あま咲きコインのポイント付与の対象者を特定する際に事務処理に誤りがあり、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の給付されている方が除かれず、あま咲きコインのポイント付与の対象者の中に含まれていました。

4 今後の対応

誤送付した該当者に対し、9月28日にお詫び文（別紙2見本参照）を発送しました。

5 再発防止策

作業工程毎に処理結果を複数職員で検証し、事務誤りの早期発見に繋げることで再発防止を図ります。

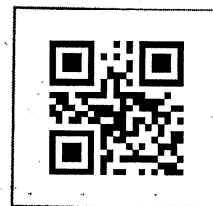
以 上

様

見本

再発行不可

付与用QRコード



()

尼崎市長 稲村 和美

所得制限を超えた子育て世帯へのあま咲きコイン付与のお知らせ

尼崎市では、未来ある子どもたちを支援するとともに地域経済の活性化を図るため、所得制限により国の「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金」の対象とならない子育て世帯に対して、市内の加盟店でお使いいただける電子地域通貨「あま咲きコイン」を対象児童1人あたり1万円相当分付与します。この度、あま咲きコイン付与の対象となりましたのでお知らせします。

あま咲きコイン付与額： 10,000 ポイント (対象児童数： 1 人)

あま咲きコインとは

- ⇒ あま咲きコインは、専用アプリ・カードを利用して、市内取扱加盟店で1ポイント1円として利用できるキャッシュレス決済サービスです。チャージすることにより繰り返し利用できます。
- ⇒ 健康づくりや環境に優しい活動、ボランティア活動などSDGs（エス・ディー・ジーズ）の達成につながる市の事業などに参加すると、あま咲きコインがたまります。

あま咲きコインの詳細はこちらから→



給付の概要

- ⇒ 給付内容
対象児童1人あたり1万円相当分のあま咲きコイン
- ⇒ 支給対象児童
平成16年4月2日（特別児童扶養手当の対象児童の場合平成14年4月2日）～令和5年2月28日に生まれた尼崎市在住の児童（令和4年8月1日以降、児童の住民登録が尼崎市にある場合）
- ⇒ 支給対象者
基準以上の所得のある以下の方
 1. 所得制限により生活支援特別給付金の対象外となった保護者等のうち、生計を維持する程度の高い方
 2. 令和4年8月1日から令和5年3月31日までに尼崎市へ転入した子どもを養育する方

尼崎 太郎 様

尼崎市長

「あま咲きコイン」によるポイント給付に関するお詫びについて

平素は、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金並びにあま咲きコインに関する事業の適正運用にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、令和4年9月20日に「所得制限を超えた子育て世帯へのあま咲きコイン付与のお知らせ」の文書を発送いたしましたが、今回のコイン付与の対象となる方を把握する際に事務処理誤りにより既に令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金をお支払いしている方も対象者に含まれておりました。

あま咲きコインは給付金を受け取れない方へ付与するため、既に給付金が支給されている方はあま咲きコインの対象外となります。誠に申し訳ございませんが、お知らせ文にございます付与用QRコードはご利用なさいませんようお願いいたします。

この度は、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございません。

以 上

担当：こども福祉課

電話 06-6489-6272 / FAX 06-6482-3781

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号